

し尿処理 ごみ処理

手数料の改正

御理解と御協力を

狛江町長 石 井 三 四 郎

清掃施設の整備計画 いろいろ御意見、御異論 作業の現実を御報告申
作業能率の向上等、町 もあろうかと存じます し上げ、ぜひ皆さまの
の環境衛生浄化のため ので町理事者としての 御理解と御協力を賜わ
には、どうしても、し尿 考えと、そのほか清掃 りたいと存じます。

処理・ごみ処理手数料

改正の要に迫られまし

たので、この際やむを

えず手数料の改正(二

頁の改正料金表)を主

要点とした狛江町清掃

条例を、二月二十二日

開催された第二回臨時

町議会に提案しました

現在、清掃対策特別

委員会に付託されて

審議中ですが、なぜ手

数料を上げなければな

らないかについては、

町民の皆さまにはいろ

◎嫌られる

汚物処理場が

建設できない悩み

御承知のとおり急激な 人口増に伴い汚物排出 量が増大する一方にお
いて、東京のベツトタ 理場(し尿消化施設、
ウンのな住宅地として 内建設できない苦悩
様相を一変した狛江 町は、都下では面積 却場については既報の
(六、一五^{km}²)が一番 とおり南多摩郡多摩町
狭い町でしかも平坦地 稲城町と共同経営に

よる多摩川衛生組合が 設立され、ようやくに
して多摩、稲城両町の 境界地点に用地を確保
し、さる二月六日整地 起工式を行ない今秋火
入式が行なわれる予定 ですが、これとても今
後、多額な建設費用の 負担金を必要としま
す。三十九年度、四十 年度の子算表(五頁)を
参照ください。)したが って現状は皆さまの御
家庭からくみ取った、 し尿は往復八〇^{km}も
ある遠方に運搬処理を 委託して、また排
出された各御家庭から のごみは中継場で積み
替えられ、同様に遠方 に運搬処理をしている
ので作業能率が落ち皆 さまに御不便をかける
ばかりでなく、多額な 費用がかかっています。
このように、直営 の汚物処理場を持たな
い不合理はたんに作業 能率の、低下を招くば
かりでなく、作業を委 託している業者と委託
料金の交渉にも影響し ます。しかし町財政に
大きく関係する委託料 金の問題については、
再三、再四話し合いの 場を持ち接渉を続けた
次第です。なおまた遠 くへ運ぶため、し尿・ご
みを積み替える中継場 についても困難を来た
し、狛江町の清掃事業 も町の行政上のガンと
してまことに多難な現 況です。

二九〇円九七銭もかかる

清掃費の支出は困難

限られた町財政のなかで行政とは申せない。以上お

する次第であります。

- 一、料金の改正
- 二、くみ取り券方式を廃止し現金領収証制
- 三、昭和四十年四月一日施行

2. 現金領收証

	現 行 料 金	改 正 料 金	
	金 額	金 額	区 分
ふん尿	30円	50円	36ℓ(1たる分)
	15円	25円	18ℓ(半たる分)
ごみ	50円	80円	普通手数料1か月
	75kg以上1か月 100円～500円	2円	特別手数料 1kg

ふり	ん	尿	く	み	取
り	料	金	領	収	証
住所	狛江町	番地			
氏名 名称	殿				
内	50円 ×	たる分			
訳	金	円			
上記金額請求領収する					
昭和 年 月 日					
狛江町汚物取扱指定業者					
狛江町覚東199					
加藤商事有限公司 □					
電話 (415) 4531					
取扱者					
					印

○この領收証は復写三枚綴とし、一枚は本人一枚は取扱業者、一枚は衛生課にて保管する（領収年月日および取扱責任者の印なきものは無効）

くみ取りの際
は、くみ取り券を使用して支払
いをしていいる家庭は三十三
%にすぎず他の六十七%は現
金払いまたは現金とくみ取り
券を併用している現況とい

注、本年一月中に行なった清掃作業状況調査の結果（別掲参照）現行のくみ取り券方式より取扱いに不便のあるくみ取り券制を廃止し現金領収証制を採用しました。

他市町のし尿処理手数料調

昭和38年9月現在

市町名	手数料			備考
	1たる(36ℓ)当り円	世帯割(月額円)	人頭割(月額円)	
伊勢崎	50円	円	円	
狭山	60			
大宮		50	3歳以上1人	53
浦和		50		53
蕨		世帯主のみ 80	家族1人	55
川口		世帯主のみ 70	家族1人	50
国立	50			S 38.10.1 料金改正
国分寺	50			S 38.10.1 料金改正
武蔵野		2人以下 30 3人以上 50		35
三鷹		同上	同上	
府中				30
小平				40
東村山		40		50
相模原	40			
厚木	55			
藤沢				45
三浦	54			
伊東	54			
清水	56			
静岡岡	50			
犬山	60			
和歌山	50	25		たる料金のほかに世帯割料金を支払う
くみ取先の密度等により区分している	70	35		同上
	90	45		同上
狛江	50			清掃条例案による額

(従量制採用 13市町 計23市町)
(世帯人頭割制 10市)

他市町のごみ処理手数料調

昭和39年9月現在

市町名	手数料 一世帯月額円	市町名	手数料 一世帯月額円
東村山	30 + 1人当り 25円	大和	40 + 1人当り 10円
小金井	50	三鷹	30
国立	(S 38.10.1 料金改正) 60	武蔵野	30
小平	50	川崎	1人～5人まで35.1人増すごとに5
国分寺	(S 38.10.1 料金改正) 50	稲城	80
田無	30	直方	3人以下50 4人～6人まで60
青梅	50	稲築	60
府中	30	犬山	50
多摩	70	越谷	50
町田	1人～5人まで30 5人～10人まで40	飯山	70
狛江	80		(清掃条例案による額)

くみ取り料金

一たる当りの原価 102円44銭

収	入	36ℓ(1たる当りの収入)	摘	要
し尿処理手数料	28,080,000円	50円	年間	561,600たる
計	28,080,000円	50円	(官公庁および無料分 18,767たる 計580,367たる) (A)	

支	出 A	36ℓ(1たる当りの支出)	摘	要
人件費	1,116,500円	1円90銭	職員給料	
需用費	638,000円	1円10銭	消耗品、印刷製本費、医薬材料費等	
役務費	18,000円	03銭	お知らせ折込手数料	
委託料	53,974,000円	93円	内訳 輸送費29円終末処理費20円 くみ取り収料44円	計93円
使用料および賃借料	2,000,000円	3円46銭	中継そう借上料	
負担金補助および交付金	1,685,000円	2円90銭	くみ取り料金領収事務補助金	
賠償金	30,000円	05銭	損償賠償金	
計	59,451,000円	102円44銭	たる当り原価	

し尿処理費総支出額(B) 59,451,500円 ÷ 580,367たる (年間排出量) (A) = 102円44銭

収	入 額	支 出 額	差 引 町 負 担 額
収入支出差引額	総 額 28,080,000円	59,451,500円	△ 31,371,500円
	単 価 50円	102円44銭	△ 52円44銭

備考

一世帯当り平均排出量4たる(144ℓ)とすると町が一世帯当りに負担する額は次のとおりとなります。

1 月52円44銭 × 4たる = 209円76銭

年209円76銭 × 12月 = 2,517円12銭

区	分	収 入	支 出	差 引	摘 要
収 入	狛 江 町	し尿処理手数料 総 額 15,195,000円	し尿処理費 総 額 43,449,000円	町 負 担 額 △ 28,254,000円	
		単 価 30円	85円78銭	△ 55円78銭	
支 出	国 立 町	総 額 33,000,000円	53,023,000円	△ 20,023,000円	38.10.1より
		単 価 50円	100円14銭	△ 50円14銭	1たる50円に改正
差 引	国分寺市	総 額 36,216,000円	58,240,000円	△ 22,024,000円	38.10.1より
		単 価 50円	80円89銭	△ 30円89銭	1たる50円に改正
額	小 平 市	総 額 30,720,000円	76,963,000円	△ 46,243,000円	
		単 価 40円	100円21銭	△ 60円21銭	

☆昭和四十年年度予算案から見たし尿処理原価計算表

☆および原価計算比較表
昭和三十九年度におけるし尿処理予算

普通世帯1か月の

ごみ処理の原価 290円97銭

収	入	月一世帯当りの収入	摘	要
ごみ処理手数料	9,475,000円	80円	処理戸数	月 9,870戸
計	9,475,000円	80円	年 118,440戸(A)	(特別世帯は普通世帯に換算)

◎ 昭和四十年年度予算案からみたごみ処理原価計算表

支	出	月一世帯当りの支出	摘	要
科	目	金額		
人件費	3,319,500円	28円03銭	運転手、作業員給料、諸手当	
賃金	2,733,000円	23円07銭	臨時作業員賃金、手当等	
需用費	1,844,000円	15円57銭	薬剤、消耗品、燃料等	
役務費	97,000円	82銭	ごみ運搬車保険料等	
委託料	10,094,000円	85円23銭	ごみ収集運搬委託料 1部業者に委託	
使用料および賃借料	1,800,000円	15円20銭	ごみ終末処理場使用料	
工事請負費	100,000円	84銭	車庫補修工事請負費	
原材料費	80,000円	68銭	車庫補修用材料等	
備品購入費	26,000円	22銭	ごみ運搬車備品費	
負担金補助および交付金	14,269,000円	120円47銭	多摩川衛生組合負担金(40年度分焼却場建設)	
補償金および賠償金	100,000円	84銭	ごみ処理券取扱委託事務補助金賠償金	
計	34,462,500円(B)	290円97銭	普通世帯1か月のごみ処理原価	

ごみ処理費総支出額 (B)34,462,500円 ÷ 118,440戸 (年間処理戸数) (A) = 290円97銭

収入支出差引額	収入額	支出額	差引町負担額
総額	9,475,000円	34,462,500	24,987,500円
単価	80円	290円97銭	210円97銭

備考

一世帯当り町が負担する額 月 210円97銭

年 2,531円64銭 になる

◎ 昭和39年度におけるごみ処理予算の原価計算比較表

区	分	収	入	支	出	差	負	引	摘	要
		ごみ処理手数料		ごみ処理費		町負担額				
収入支出差引額	粕江町	総額	4,665,000円	23,954,000円		△19,289,000円			焼却場建設分	39年度分750万円
		単価	50円	256円74銭		△ 206円74銭			中継場脱臭装置	210万円
	国立町	総額	4,920,000円	15,038,000円		△10,118,000円			計	960万円を含む
		単価	60円	183円39銭		△ 123円39銭				
	国分寺市	総額	6,339,000円	26,361,000		△ 20,022,000				
		単価	50円	207円93銭		△ 157円93銭				
	小平市	総額	8,400,000円	30,089,000円		△21,689,000円				
		単価	50円	179円10銭		△ 129円10銭				

●清掃作業状況

調査の結果がでました

します。

なお、ごみ集めについては現行の
リヤカー（オートバイけん引）によ
る収集が交通規制にふれ、四月から
自動車収集に切り替えますので、作
業能率の向上のため、また道路の効
用を妨げるコンクリートのゴミ箱は
できるだけ廃止して、ポリバケツに
切り替えていただきますようお願い
します。

議案に提出しました。

述のとおり条例改正を

に切り替えるため、前

券制から現金領収証制

用されているが、使

改善でありませんが、

いて、料金徴収制度の

として、くみ取りにお

さしあたり現行制度に

検討を要する問題点と

ますます努力いたした

いと考えております。

この調査において、

意見、御要望ととも

に、今後の、町の清掃

作業改善の指針として

ますます努力いたした

いと考えております。

調査結果から得ましたいろいろの

問題点は、皆さまの御

意見、御要望ととも

に、今後の、町の清掃

作業改善の指針として

ますます努力いたした

いと考えております。

清掃作業状況調査集計表

No. 1. し尿処理の部

区	分	世帯	率	区	分	計	率
A. 便所のくみ取りはどうしていますか	1. 町の指定業者	6,214	87%	C. 便所の構造はどれですか	1. かめ型	1,698	25%
	2. 自分で処分	278	4		2. コンクリート型	4,602	67
	3. 農家にたのんでいる	135	2		3. 浄化槽	489	7
	4. その他（浄化槽）	489	7		4. その他	91	1
	計	7,116	100		計	6,880	100
B. (一)町の指定業者にくみ取ってもらう回数	10日目以内	42	1	D. 便所は何か所ありますか	1. 1か所	5,270	85
	11日～20日目	456	7		2. 2か所	787	13
	21日～30日目	3,663	59		3. 3か所	93	1.5
	31日～45日目	872	14		4. 4か所	39	0.5
	46日～60日目	822	13		計	6,189	100
	61日～90日目	359	6	E. くみ取り料金の支払方法	1. くみ取券	2,057	33
	計	6,214	100		2. 券がないとき現金	2,438	39
(二)現状のくみ取り回数について	2. まにあっている	4,215	68		3. 現金	1,716	28
	3. まにあわない	1,999	32		計	6,211	100
(三)今後のくみ取り	10日目以内	193	6	F. くみ取り料金制度	1. 重量制	4,027	59
	11日～20日目	1,552	46		2. 人头割制	2,282	34
	21日～30日目	1,359	41		3. 不明	453	7
	31日～45日目	72	2		計	6,762	100
	46日～60日目	138	4				
	61日～90日目	21	1				
	計	3,335	100				

清掃作業状況調査集計表

清掃事業について希望意見

No.2				No.3			
ごみ処理の部				くみ取りについて			
区		分	世帯率	区		件数	
A. ごみ処理は どうしてい ますか	1. 町の指定業者	世帯 5,891	82%	意見	1. くみ取り回数が少ない	656	
	2. 自家処分	1,233	17		2. さいそくしないと取りにこない	315	
	3. 他人にたのんでいる	53	1		3. くみ取り量がわからない	281	
	計	7,177	100	意見	4. 値上げは困る、料金が低い	64	
B.(一) 町の指定業 者は何回き ますか	1. 2日～3日	276	5		5. 税金を納めるのだから無料にすべき	10	
	2. 4日～5日	940	18	希望	1. 定期的に日を定めてほしい	514	
	3. 6日～8日	3,465	65		2. 水洗便所が使える下水がほしい	79	
	4. 9日～12日	639	12		3. 手数料は集金制に	47	
計	5,320	100	4. くみ取り後がきたない		33		
(二) 今後のごみ 収集につい ての希望回 数	1. 1日～2日	212	10	希望	5. 現在どおりでよい	30	
	2. 3日～4日	992	47		6. そ の 他	69	
	3. 5日～6日	557	26		No.4		
	4. 7日～8日	350	17		ごみ収集について		
C. 町の領収書 を受け取っ ていますか	1. 受取っている	5,306	97	区		件数	
	2. 受取っていない	106	2	意見	1. 収集の回数を多く(特に夏)	703	
	3. そ の 他	57	1		2. ビン、あきかん、紙くず、木の葉等は箱に入れておいても取ってくれない。	298	
	計	5,469	100		3. ごみを取ったあとがきたない。ごみがちらかしてある。ふたがしてない。	176	
D. 使っている ゴミ箱はど れですか	1. コンクリート製	4,244	69		意見	4. 集金は毎月来て欲しい(ためないで)	92
	2. 木製	351	5	5. ごみは無料にすべき		28	
	3. ポリエチレン製	1,340	22	6. 値上げは困る		15	
	4. そ の 他	215	4	希望		1. 定期的に日をきめてほしい(特に時間も)	68
	計	6,150	100		2. 現在どおりでよい	73	
			3. ポリバケツの統一(衛生的)		61		
			4. 収集のときは知らせてほしい(オルゴール)	13			
			5. そ の 他	13			

狛江町清掃条例案

(昭和四十年 月 日 条例第 号)

(総則)

第一条 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号。以下「法」という。)第四条第二項の規定により特別清掃地域の汚物の収集および処分に

関しては、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(汚物の処分)

第二条 特別清掃地域内の土地または建物の占有者(占有者がいない場合は管理者とする。以下「占有者」という)は、その土地または建物内の汚物のうち、焼却、埋没等の方法により、容易に衛生的に処分することができ

る汚物は、なるべく自ら処分するようにしなければならない。

第三条 前項により処分したい汚物についても、ごみおよび燃えがらを各別の容器に集めて、町の行なう汚物の収集および処分に協力するようつとめなければならない。

(清潔の保持)

第三条 占有者は、便所およ

(以下「業者」という)となるところとする者は、別に定めるところにより町長の許可を受けなければならない。

(汚物取扱手数料)

第七条 法第二十条の規定により、汚物の収集および処分に

関し占有者から次に掲げる手数料を徴収する。

一、ごみ

ア一般手数料 一か月八

十円

イ特別手数料 一キログ

ラム 二円

二、ふん尿

三六リットル(壹た

る分) 五十円

三八リットル(半た

る分) 二十五円

2 前項二号の規定による手

数料の単位、量目に満たな

いとき、またはは数のある

ときは、次の各号の計算法

による。

一、三十六リットル未満十

ハリットルをこえるも

の、またはそのは数の

ものは三十六リットル

とする。

二、十八リットル未満、ま

たはそのは数のものは十八

リットルとする。

(手数料の納付)

を、くみ取りの際徴収 附則
証と引替に業者に支 1 この条例は公布の日から
払わなければならない 施行し、昭和四十年四月
一日から適用する。

(手数料の減免)

第九条 町長は、特別の事由

により必要があると認めた

ときは、第七条の手数料を

減免することができる。

(委任)

第十条 この条例の施行に關

し必要な事項は、規則で定

める。

3 狛江町し尿処理手数料条

例(昭和三十年十二月二

十日条例第十一号)は廃

止する。

公示写

狛江町議会公示第一号

昭和四十年二月二十四日

狛江町議会議長 土屋 庸 親

公聴会の開催について

狛江町議会清掃対策特別委 一、場所 狛江町役場第一

員会は次の要領で公聴会を開 会議室

きますから、意見を述べよう 一、申し出の方法 公聴会で

とするかたは申し出てくださ 意見を出されたかたの中から

い。

一、案件 狛江町清掃条例 一、費用弁償 出席者には費

について(汚物 用弁償を支給します。

取扱手数料) 職業および年齢を明記して 一、その他 なお、お問合せ

文書で申し出てください。 文書で申し出てください。

一、日時 昭和四十年三月 一、申し出の期限 昭和四十

六日午後一時

いします。